第１０回たつの市農業委員会総会（９月定例会）議事録

令和 6 年 9 月 26 日（木）午前 10 時から第 10 回たつの市農業委員会総会（9 月定例会）を新館 3 階 301・302 会議室において招集した。

出席委員１９名

1	三村　誠	2	酒井　幸男	3	森下　長幸	4	松本　有史
5	福田　敏和	6	河井　由一	7	石田　政行	8	八木　正邦
9	松田　泰政	10	井上　昇造	11	水田　達實	12	田淵　大勝
13	岩田きん子	14	井上　親志	15	瀧口　節子	16	真殿　利晴
17	苗村　武大	18	猪澤　敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者　3 名

局 長	大野　泰弘	主　幹	井上　吾郎	副主幹	近藤　由香

１　開　　会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

２　開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第 10 回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は 19 名でありますので､農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議は成立しております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・利用目的の変更届について

・農地法施行規則第 29 条第 1 号該当転用の届出について

・農地法第 4 条の規定による使用目的変更の届出について

・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

３　会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、1番三村誠委員、2番酒井幸男委員にお願いします。

（「はい」）との声）

次に、日程第2「議案第58号　農地法第3条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第58号　農地法第3条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3条売買の案件が1件出ておりますのでご説明いたします。

申請地は、新宮町[redacted]、[redacted]及び[redacted]の田及び畑で、合計面積は1,870㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は、[redacted]、譲渡人は家族全員が市外へ転出するため農地の耕作管理が難しく、農地付き空き家の購入希望があった譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、申請地で水稲及び露地野菜を栽培するための営農計画をたてており、必要な農機具も自前のものと譲渡人から所有していたものを譲り受けるため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 58 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 59 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 59 号　農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 1 件出ておりますので、ご説明いたします。

申請地は、神岡町[redacted]及び[redacted]の畑及び田で、合計面積は 865 ㎡、譲受人は[redacted]、譲渡人は[redacted]、譲渡人は県外在住で耕作管理が難しいことから、親族で隣接する居宅を事務所として借りている譲受人に、農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、申請地で隣人に教えてもらいながら、露地野菜及び果樹を栽培するための営農計画をたてており、必要な農機具も自前のものと耕運機を購入する予定であり、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）
　議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。
（「なし」の声あり）
　ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
　ご異議なしと認め、「議案第 59 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

　次に、日程第 4「議案第 60 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題といたします。
　事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）
　「議案第 60 号　農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」
　5 条所有権移転・売買の案件が 1 件でておりますので、ご説明いたします。

　申請地は、新宮町[redacted]の田で、面積は 801 ㎡、農地区分は公共施設等から至近距離（おおむね 300m以内）の第 3 種農地（3-（2））に該当すると判断します。
　申請人は、譲受人[redacted]、譲渡人は[redacted]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。
　土地の造成期間は許可日から 2 週間以内に開始し 3 日間、施設の建築期間は着工から 20 日間となっております。
　必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。
　転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はありませんが、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第60号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

４　閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告　午前１０時８分

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和６年９月２６日

たつの市農業委員会議長
（　会　長　）

議事録署名委員
（1番　三村誠委員）

議事録署名委員
（2番　酒井幸男委員）